

福島県

子ども読書活動

推進計画

～いのち輝く

「小さな読書人」育成プラン～

後期



平成20年3月
福島県教育委員会

計画策定に当たって

本県においては、平成22年度を目標年度とする福島県新長期総合計画「うつくしま21」に基づき、「いのち・人権・人格の尊重」を県づくりの理念に掲げ、「新世紀を担う人づくり」に取り組むとともに、第5次福島県長期総合教育計画「新世紀ふくしまの学び・2010」に基づき、「共生」と「自立」の理念の下、「人・地球・自然と共に個を磨く新世紀ふくしまの教育」の実現を目指しています。

子どもの読書習慣は、子どもが新しい世界を知り、言葉を学ぶとともに、豊かな人間性や創造性を培うなど、生きる力をはぐくむ上でも極めて大切なことです。しかし一方で、子どもを取り巻く生活環境の変化などにより、子どもの「読書離れ」が依然として課題となっているのも事実です。

このため、福島県教育委員会は、「福島県子ども読書活動推進計画」を平成16年3月に策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力の下、子どもの読書活動推進に取り組んできましたが、今年度、この計画が中間年度を迎えたのを機に、より効果的な施策・事業を展開するために、見直しを行いました。

今後とも、県全体で施策の総合的な展開を図ることにより、子どもの読書活動が県民運動としてより一層推進されていくことを心から願っています。

最後に、「福島県子ども読書活動推進会議」の委員各位並びに計画案に貴重なご意見を寄せていただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

平成20年3月

福島県教育委員会教育長 野地 陽一



目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の趣旨について	1
2	中間見直しについて	1
第2章	子どもの読書活動推進に関する基本方針	2
1	子どもの読書活動推進についての理解と関心を深めるために	2
2	子どもの読書活動推進に向けた取組みの充実のために	2
3	子どもが読書に親しむ機会の充実のために	3
第3章	子どもの読書活動推進の方策	4
1	家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進	4
2	支援を必要とする子どもの読書活動の推進	11
3	地域における連携の推進	12
第4章	広報・啓発	14
1	「子ども読書の日」等における広報・啓発	14
2	子どもの読書活動に関する情報の収集・提供	14
3	優れた取組みの奨励と優良図書等の紹介	15
第5章	推進体制	16
1	県における推進体制の整備	16
2	市町村に期待する役割	16
3	民間団体等との連携・協力	16
第6章	数値目標	17
資料		19
	○子どもの読書活動の推進に関する法律	19
	○福島県子ども読書活動推進会議委員名簿	21
	○福島県の公共図書館	22
	○図書館未設置町村で図書室運営を行っている公民館等	24

第1章 はじめに

1 計画の趣旨について

平成13年12月12日に制定された、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条には、その基本理念が、「子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とうたわれています。

国は、この理念の実現のために、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、基本となる方針と具体的な方策を示しました。

この「福島県子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条を踏まえ平成16年3月に策定したもので、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、また、PTAや社会教育団体、民間団体、ボランティアとの連携の下、子どもの読書活動推進を県民運動として展開するために、その基本となる方針と具体的な方策を明らかにしたものです。

2 中間見直しについて

本計画の実施期間は、福島県新長期総合計画「うつくしま21」や部門計画である「第5次福島県長期総合教育計画～新世紀ふくしまの学び・2010～」の計画期間（平成13年度～平成22年度）を考慮し、平成16年度から平成22年度までの7年間としております。

このたび平成19年度において中間見直しを行い、平成19年3月に改訂された「うつくしま教育改革推進プログラム～ふくしまの教育7つの約束～」（平成18年度～平成22年度）の趣旨や「福島県子ども読書活動推進会議」における委員からの意見等を踏まえ、普及啓発から実践に重点を置くなど、内容を見直したほか、この計画を推進し、その状況を把握するための指標として4つの数値目標を設定しました。

第2章 子どもの読書活動推進に関する基本方針

1 子どもの読書活動推進についての理解と関心を深めるために

子ども*にとって読書は、楽しみであり、喜びです。

読書によって、子どもは新しい世界を知り、新しい自分自身を発見していくことができます。良い本との出会いで、子どもは多くのことを学ぶとともに、豊かな人間性が育まれていきます。

そして、子どもにとって良い本との出会いは、多くの場合、周囲の大人からの働きかけや関わりによって始まります。

このため、子どもの読書活動の意義や重要性について、すべての県民の間に広く理解と関心を深めていけるように努めるほか、実践の拡大や一層の定着に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られるように取り組みます。

2 子どもの読書活動推進に向けた取組みの充実のために

「うつくしま教育改革推進プログラム～ふくしまの教育7つの約束～」*の基本的な考えとして、「教育は家庭を原点として地域や学校が一体となって社会全体で担うもの」と示されていますが、これは子どもの読書活動の推進においても同じです。家庭、地域、学校等が連携・協力する仕組みを構築し、地域の教育力の向上を図りながら、子どもの読書活動を推進する必要があります。

子どもが自ら読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、家庭を原点として、地域、学校等において、子どもが読書を楽しむ環境づくりがなされるよう支援します。

また、保護者、学校教育関係者はもとより、PTAや社会教育関係者、民間団体、ボランティアが相互に連携を図りながら取組みを推進していくことが重要です。

子ども*

子どもの読書活動の推進に関する法律において、子どもとは、おおむね18歳以下の者をいいます。

うつくしま教育改革推進プログラム～ふくしまの教育7つの約束～*

7つの約束

約束① 確かな学力をはぐくみます

約束② 豊かな心をはぐくみます

約束③ 健やかな体をはぐくみます

約束④ 個に応じたきめ細かな指導ができる体制を整えます

約束⑤ 家庭・地域の教育力向上を支援します

約束⑥ 学びつづける環境の充実を図ります

約束⑦ 文化・スポーツの環境づくりを支援します

それぞれが主体的な役割を担うとともに、連携・協力することにより、子どもの読書活動推進のためのネットワークがつくられていくよう推進体制の整備に努めます。

3 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、子どもたちを取り巻く環境づくりが大切です。

すべての子どもが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、その機会の充実に努めます。

特に、乳幼児期から本に親しみ、親子がともに読書に親しめるような環境が整備されるよう努めます。

さらに、子どもが読書に親しむための機会の充実をめざして、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校[※]において、家庭や地域との連携の下に子どもの読書活動推進に向けた特色ある取組みが展開されるよう支援します。

特別支援学校[※]

平成19年4月の学校教育法の一部改正によって、従前の特殊教育がより対象を拡大した特別支援教育に転換され、盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に一本化されました。

第3章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等が連携・協力して取り組むことが不可欠です。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

親から心を込めて本を読んでもらうことは、幼い子どもにとって楽しみであり、情緒の安定やことばの獲得のために大切なことです。絵本を通して得られる親と子のふれあいは、親子の絆を深め、子どもの心に幸福感を与えます。

また、幼い時からお話を聞く体験は、子どものことばと心の発達に影響するだけでなく、豊かな人間性を育む上でも重要です。家庭における子どもへの読み聞かせは、子どもが本の楽しみを味わい、読書習慣を形成するきっかけとなります。

家庭を原点として、読書習慣が子どもの生活の中に根付いていくように親が配慮していくことはとても大切なことで、保護者からの子どもに対する積極的な働きかけが望まれます。

このため、子どもの読書活動への働きかけの重要性について、保護者への啓発に努めます。

<施策の方向>

- 家庭教育支援に関する講座等により、保護者に対して意識啓発を図るとともに、障がいのある子どもを含めた親子等の参加によるふれあい交流の場を設けるなど、読み聞かせや読書の楽しみを味わう機会を提供します。

また、家庭における子どもへの働きかけの重要性について理解を求めます。

- 妊娠期の親、乳幼児や小学生を持つ親などを対象として、子どもの発達段階に応じた読み聞かせや読書の重要性についての理解を求めます。
- ブックスタート*事業の活用等により、乳幼児期からの読み聞かせの促進を図ります。
- 子どもの読書活動の充実のために、ボランティア団体等による読み聞かせや本の紹介等の活動を推進します。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

すべての子どもが、気軽に本に出会い、楽しめるようにするためには、子どもの身近な読書環境の整備が大切です。

公共図書館*は、子どもが多くの本と出会い、読書に親しむための多様なサービスを受けることができる場であり、地域における子どもの読書活動を推進する中心的役割を果たすことが期待されています。

また、公民館図書室も地域の身近な読書のための施設となっており、子どもの読書活動が行われています。そして、公共図書館が未設置の町村においては、その設置が望まれます。

公共図書館や公民館図書室においては、専任職員の配置、子ども向け図書資料の収集・提供、児童室の設置、おはなし会の開催、移動図書館車の整備等のほか、民間団体やボランティアとの連携・協力による子どもの読書活動の推進に向けた取組みを充実することが期待されています。

また、学校図書館との連携や、学校等における子ども読書活動推進への協力・支援が、今後、より一層重要となっております。

子どもの読書活動を推進していくためには、県立図書館と、市町村立図書館や公民館図書室等との連携・協力が求められており、特に県立図書館の果たす役割には大きなものがあります。

公共図書館等においては、障がいのある子ども等、支援を必要とする子どもが安心して読書活動を行うことのできるような様々な条件整備が求められています。

ブックスタート*

“Share books with your baby (赤ちゃんに絵本を介して楽しいひとときを過ごそう)”のキャッチフレーズのもと、乳幼児健診等に参加したすべての乳幼児と保護者に、絵本やアドバイス集などの入ったブックスタート・パックを説明の言葉を添えてプレゼントする運動。1992年、英国で始まりました。

公共図書館*

本計画においては、図書館法第2条で定められた「図書館」を指しており、県及び市町村が設置する「公立図書館」と、民法第34条の法人等が設置する「私立図書館」があります。28市町村に52館（県立1、市町村立50、私立1）が設置されています。
(平成19年4月現在)

児童館^{*}は、遊び等を通じた児童の健康の増進、豊かな情操の育成を目的とした施設であり、児童館に設けられている図書室には子ども向け図書が備えられ、地域の子どもの身近な読書活動の場ともなっています。今後は、担当職員の研修の充実や、保護者・ボランティアと連携した活動の推進を期待します。

民間団体やボランティア^{*}は、地域において子どもが読書に親しむための多様な機会を提供することにより、また、PTAや社会教育関係者は、県民に対して子どもの読書活動の推進に対する理解の促進を図ることにより、県全体として子どもの読書活動を推進することが期待されています。

県内では、読書ボランティアやNPO^{*}等によるおはなし会、読み聞かせ^{*}、ブックトーク^{*}、ストーリーテリング^{*}などが数多く行われているほか、家庭文庫^{*}・地域文庫^{*}による文庫活動等が行われています。民間事業者が、図書館の設置、図書の寄贈、おはなし会の開催など読書活動を推進している事例も多くあります。

これらの民間団体やボランティアの活動を奨励するためには、公共図書館や公民館等が活動の場や研修の機会を提供することや、新たなボランティアの養成を支援することなどが望まれます。

また、民間団体やボランティアの自主的な活動を尊重しながら、そのネットワークづくりを図り、相互の交流や情報交換、研修の機会の提供等を通じて、その活動の一層の活性化を図ることも重要です。

<施策の方向>

ア 県立図書館における子どもの読書活動推進の取組み

- 子どもの読書活動に関する資料等の充実に努めるとともに、子ども向け図書については重点的に整備を図り、利用者や市町村からの要望に応えられるようその充実に努めます。
- 館内における子どもの読書活動推進に関する取組みを充実します。
 - ・ おはなし会や図書館見学等の事業で、子どもが本や図書

児童館の設置状況^{*}

市町村立	66
社会福祉法人	3
その他	2

設置市町村数 33
(平成19年4月現在)

民間団体やボランティアの主な活動状況^{*}

読み聞かせ	230
家庭文庫	19
地域文庫	14

(平成19年7月現在)

NPO^{*} (Non-Profit Organizationの略)

まちづくり、福祉、文化支援、国際交流等の社会貢献活動を行う民間の非営利組織。

読み聞かせ^{*}

子どもに本の挿絵などを見せながら、読んで聞かせること。

ブックトーク^{*}

ひとつのテーマを決めて、それに関連する本を選び、その内容を紹介すること。

ストーリーテリング^{*}

語り手が、物語や昔話等の内容を自分のことばで語って聞かせること。

館に親しむ機会を提供します。

- ・ 子どもへのよりよい読書活動のあり方を研究し、市町村立図書館等をはじめ子どもの読書活動を推進する関係者へ適切な助言等を行います。
 - ・ 子ども向け図書や子どもの読書活動に関する資料等を活用し、調査相談の充実を図ります。
 - ・ 利用者の声を反映し、利便性の向上や利用促進につながる運営に努めます。
- 市町村立図書館等、学校、ボランティア等との連携・協力を図ります。
- ・ 市町村立図書館等に対して、運営への助言や資料援助を行い、図書館活動の活性化を図るように努めます。
 - ・ 図書館未設置町村の地域文庫や家庭文庫等を対象に子ども向けの図書を貸し出すことにより、その運営を支援します。
 - ・ 県立図書館の図書資料を利用者の最寄りの市町村立図書館等で受け取ることができる体制の充実を図り、その周知に努めます。
 - ・ 子どもの読書活動推進等に関わるボランティアに対して、情報の提供や助言などの支援に努めます。
 - ・ 市町村立図書館等の職員、司書教諭[※]や学校図書館担当事務職員（学校司書[※]を含む。）等の学校関係者、ボランティア等に対して研修の機会を提供します。また、学校等からの要望に応じて講師派遣等を行い、子どもの読書活動推進に関わる人たちが知識や技術を向上させるための支援を行います。
- 情報化を促進することにより、子どもの読書活動が一層推進されるように努めます。
- ・ 資料情報のデータベース化やインターネットを利用した予約制度の充実を図ります。
 - ・ 公共図書館等に対し、資料情報のデータベース化やインターネットでの公開を促すとともに、図書の横断検索システム[※]への参加を促します。
- 障がいのある子どもに対しては、次のような取組みを推進します。

家庭文庫[※]

個人が、家庭の一部を開放して、本の貸し出しや読み聞かせなどを行う活動。

地域文庫[※]

町内会や自治会などを基盤に、その援助を受けて本を備え付け、子どもたちに貸し出す活動。

司書教諭[※]

学校図書館に関する専門的職務を担当するために配置される教諭。

学校司書[※]

学校図書館に関する専門的職務を担当する事務職員。

図書の横断検索システム[※]

複数の施設にある蔵書を一度で検索することができる仕組み。

県立図書館における図書の横断検索システムには、福島市立図書館、郡山市図書館、須賀川市立図書館、いわき市立図書館、大熊町図書館、浪江町図書館、南会津町図書館の7館が参加しています。

（平成20年3月現在）

- ・ 子どもの個々の障がいに応じたサービスの必要性を把握し、それに対応するための資料、設備等の充実に努め、障がいのある子どもへの支援を拡大するよう努めます。
 - ・ 子どもの読書活動推進のための行事等を実施する場合には、障がいのある子どもも参加できるよう配慮します。
 - ・ 障がいのある子どもへの読書活動に関する情報を提供するために、点字図書館等関係機関と連携して情報を収集し、市町村立図書館等の活動を支援します。
 - ・ 市町村立図書館等との連携により、障がいのある子どもへの読書機会の提供に関する広報・啓発に努めます。
- 子どもの読書活動推進に関する広報・啓発に努めます。
- ・ 広報誌[※]やホームページの活用等により、子どもの読書活動の重要性について啓発に努めます。
 - ・ 国際子ども図書館[※]等の子どもの読書活動推進に係る機関・団体からの情報の収集とその提供に努めます。

イ 市町村立図書館等における子どもの読書活動の推進

- 市町村立図書館や公民館図書室等に対しては、子どもの読書活動の推進のため、次のような取組みを促します。
- ・ 子ども向け図書資料の計画的な整備を図ること。
 - ・ 子どもが安心して読書することができる児童コーナー等を確保するとともに、子どもと本を結ぶ役目を担う知識と技術を有する人を配置すること。
 - ・ 子どもの成長段階にあわせたサービスの実施や、地域のボランティア等との連携によるサービスの充実に努めること。
 - ・ 図書館等の機能を充実するため、司書の配置、移動図書館車等の整備、ボランティア養成のための研修の実施等を推進すること。
 - ・ 開館日や開館時間の設定に当たっては利用者の声を十分に反映するなど、利用の促進に配慮した運営に努めること。
 - ・ 施設の利用に当たって障がいのある子どもへ配慮し、これらの子どもが活用できる資料の充実と機器の設置、図書館利用の際の介助、朗読ボランティア・点訳ボランティアによる支援等の環境整備を図ること。

広報誌[※]

県立図書館が発行する児童関係広報誌

[児童図書研究室ニュース]
児童サービスに関する情報

[L I T T L E B I G]
10代の子どものための読書案内

国際子ども図書館[※]

日本で初めての国立の児童書専門図書館。内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携の下に行うため、平成12年1月に国立国会図書館の支部図書館として設立され、平成14年5月に全面開館しました。

- ・ 図書館等の情報を発信するためのホームページ開設や、来館者がインターネットを活用するための機器の整備等、情報化を一層推進すること。

ウ 児童館等における子どもの読書活動の推進

- 子どもの読書活動の充実のために、児童館や放課後児童クラブ[※]、放課後子ども教室[※]等における、地域活動（母親）クラブ[※]などのボランティア団体による読み聞かせや本の紹介等の活動を促します。

エ 社会教育関係者との連携・協力

- 家庭や学校等における子どもの読書活動を効果的に推進するため、PTAや社会教育関係者に対して情報の提供等を行います。

オ 民間団体等の活動に対する支援

- 地域で活動している民間団体やボランティアのネットワークづくりを支援するために、民間団体等に関する情報をホームページに掲載するほか、交流会、研修会等の開催、子どもの読書活動に関する情報の提供等により、その活動を支援します。
- 「公益信託うつくしま基金[※]」や「子どもゆめ基金[※]」及び民間の読書活動支援団体の助成等に関する情報の提供等により、地域のNPO等の民間団体やボランティアが行う活動を支援します。
- 民間団体やボランティアの活動については、その活動の場を拡大するため、県立図書館等の利用に便宜を図るとともに、市町村に対しても図書館や公民館等の公共施設の利用に便宜を図るよう働きかけます。

カ 民間事業者への協力要請

- 民間事業者に対して、子どもの読書活動を推進するための事業への協力を求めるとともに、特に書店等に対しては子ども向け図書コーナー等の充実を働きかけます。

放課後児童クラブ[※]

両親が共働き等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等が、放課後に遊びや生活の場として過ごしている場所。

放課後子ども教室[※]

全児童を対象とした、放課後等の子どもたちの安全で、健やかな居場所。

地域活動(母親)クラブ[※]

子育てについての話し合いや読書会、レクリエーションなどを通して、地域の中で子どもの健全な育成を進めていくボランティア団体。

公益信託うつくしま基金[※]

県内におけるNPO活動が、より広く、より活発に展開され、県民一人ひとりが参画した地域づくりが行われることを目的として、平成15年4月福島県のうつくしま未来博成果継承基金により作られた基金。

子どもゆめ基金[※]

21世紀を担う夢を持った子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に、民間団体が実施する特色ある新たな取組みや、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行うための基金。独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターが所管しています。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等における読書活動は、未来を担う人づくりの観点から、日常的な学習活動をはじめとする様々な場面で幅広く行われています。

読書活動は、「確かな学力」を身に付けるとともに「豊かな人間性・社会性」を養う上で、大きな役割を果たしています。

また、子どもの読書活動は、読書習慣を身に付けることを通して一層深められるものであり、学校における多様な取組みを充実していく必要があります。

学校図書館は、学習を支援する場であるとともに、子どもにとって身近な読書活動の場として、学校における読書活動の中核的な役割を担うことから、子どもの「生きる力」の育成に向けて学校図書館の機能の充実が必要です。

さらに、幼稚園・保育所における幼児期の読書活動を推進することも、子どもが読書習慣を楽しく身に付けていくために重要なことです。

<施策の方向>

- 子どもの読書活動推進のためには学校全体として取り組むことが必要であり、全教職員が子どもの読書活動の推進に参加する体制の整備を図るよう促します。
- 読書の楽しさや面白さを子ども一人ひとりが実感することを通じて子どもの読書習慣の形成を促進するため、学校の実情に応じて、読書をする時間の確保や読み聞かせの実施等に取り組むことを奨励します。
- 県立学校の学校図書館の図書資料については、資料情報の共有化により、学校間の相互利用を図るとともに、その整備、充実に努めます。また、小・中学校の学校図書館の図書資料については、すべての学校で学校図書館図書標準^{*}を満たすとともに、子どもの多様な関心に対応する計画的な整備が図られることを促します。
- 学校図書館の利便性向上と他の施設との図書資料の相互貸借などのため、学校図書館への情報機器等の整備、学校図書館の資料情報のデータベース化、インターネット等による情

学校図書館図書標準^{*}

文部科学省が定めている、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

例えば、12学級以上の小学校では7,960冊などと定められ、学校図書館図書標準達成のため、国による地方財政措置が取られています。

報公開を促します。

- 司書教諭については、図書資料の選択・収集・提供や子ども読書活動に対する指導等、司書教諭が重要な役割を担うことから、12学級以上のすべての学校に配置するほか、12学級未満の学校への配置の拡大に努めます。また、学校図書館担当事務職員（学校司書を含む。）や教職員等との連携・協力を推進し、学校図書館の機能の充実を図ります。
- 司書教諭や学校図書館担当事務職員（学校司書を含む。）等がその任務を十分に果たすことができる職場づくりを促すとともに、その専門的知識・技能を向上させるための研修の機会を提供します。
- 読み聞かせの実施や、図書の整理・修繕、常に子どもと接する人がいて親しみやすい図書館づくりなど、幅広い分野で学校とPTAや地域のボランティア等が連携することにより、子どもが積極的に利用する学校図書館となることを促します。
- 子どもの読書活動を推進するための学校における取組みと地域における取組みとの相互の連携を強化するため、学校と公共図書館等や地域のボランティアとの連携・協力の促進を図ります。

幼児期からの読書活動の重要性について、幼稚園や保育所の職員、保護者等に対して啓発するとともに、これらの施設職員に対する研修の機会を提供します。
- 幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所における子育て支援活動の中でも読み聞かせ等を推進するなど、子どもが絵本等に触れるための多様な機会を提供するよう促します。

2 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

すべての人が安心して快適な生活ができるようにしようとする「ユニバーサルデザイン[※]」の観点から、様々な障がいのある子ども、入院中の子ども等特別な支援を必要とする子どもが、地域にお

ユニバーサルデザイン[※]

年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、初めからすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

いて自主的に読書活動を行い、読書を楽しめる環境を整備することが重要です。

<施策の方向>

- 特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの程度や発達段階に応じた読書活動を推進するため、これらの子どもの自主的な読書活動に必要となる図書資料等の整備を促進します。
- 特別支援学校における子どもの読書活動の支援のため、障がいの状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用に取り組みます。
- 特別支援教育のノウハウを生かし、学校や公共図書館等では、障がいの状態や発達段階に応じ、おはなし会や読み聞かせの推進のほか、拡大読書器[※]の整備、点字併用本[※]・拡大写本[※]・紙芝居・さわる絵本・字幕付きビデオ・録音図書[※]・校内放送の活用を促進します。
- 帰国子女や外国籍の子ども[※]等の読書活動の推進のため、公共図書館等において多言語による図書資料の収集・提供を行うほか、その読書活動を推進するための方法等について検討します。

3 地域における連携の推進

子どもの読書活動の推進のためには、地域における学校等、公共図書館、公民館図書室、児童館などがそれぞれ担うべき役割を踏まえて、子どもが読書に親しむ多様な機会を提供していくことが必要です。

また、これらの施設が、図書資料の相互貸借、職員の派遣による読み聞かせ、研修の実施等の相互連携・協力を推進し、地域全体として子どもの読書活動を支えていくことが大切です。

さらに、地域における他の施設、民間団体やボランティアが行っている活動とも連携・協力を進めていくことが、子どもの読書活動を推進するための地域全体の基盤を一層強化することとなります。

拡大読書器[※]

ビデオカメラとモニターテレビを組み合わせて、文字などを拡大して表示する装置。

点字併用本[※]

点字と印刷文字が両方備わっている本。

拡大写本[※]

弱視の人のために、文字の大きさや書体、文字間隔、行間隔などを工夫した本。

録音図書[※]

朗読した音声をカセットテープやCDに記録したもの。

外国籍の子ども[※]

法務省入国管理局の在留外国人統計（平成18年12月末現在）によれば、県内の外国人登録者は、総数が12,488人であり、そのうち未成年（0～19歳）は1,333人となっています。

<施策の方向>

- 図書資料の相互貸借を推進するため、学校図書館や公共図書館の図書資料に関するデータベース等の外部への公開を促します。
- 学校、公共図書館、児童館等の施設相互間において、図書資料の相互貸借、職員の派遣による読み聞かせやブックトーク等の実施、研修機会の提供、優れた取組み事例の紹介等による連携・協力の推進を促します。
- 大学等との連携・協力により、地域における子どもの読書活動を推進する人材の育成を図ります。
- ボランティアによる学校等での読み聞かせやブックトーク、学校図書館の資料の整理、公共図書館での朗読サービスの実施など、ボランティアとの連携・協力の推進を図ります。
- 美術館、博物館等の文化・学習施設においても、各施設の特色に応じた取組みを実施するよう協力を求めます。
- 乳幼児が本と出会う場を幅広く提供するため、ブックスタート事業の活用など、保健センターや保健所等との連携を強化します。

第4章 広報・啓発

1 「子ども読書の日」等における広報・啓発

「子ども読書の日」（4月23日）は、子どもの読書活動の推進に関する法律において、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められたものです。

「子ども読書の日」のほか、「こどもの読書週間」*（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」*（10月27日）、「読書週間」*（10月27日～11月9日）を中心として、家庭、地域、学校等や、福島県公共図書館協会、福島県学校図書館協議会等の関係機関・団体との連携・協力の下、子どもの読書活動の意義や重要性についての広報・啓発に努めます。

また、「ふくしま教育の日」*（11月1日）や「ふくしま教育週間」*（11月1日～7日）においても、県内の子どもの読書活動の推進に向けた気運がより一層高まるよう、広報・啓発活動に努めます。

2 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

子どもが本に出会い、読書に親しみ、楽しむための環境を整えるためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。そのためには、子どもの読書活動に関する情報がいつでもどこでも利用できることが大切です。

学校、公共図書館、民間団体、ボランティアなど、子どもの読書活動に関連する施設・団体等が、それぞれの特色を活かして子どもの読書活動推進に取り組むよう働きかけを行うとともに、その取り組みに関する情報を収集、提供するよう努めます。

こどもの読書週間*

社団法人読書推進運動協議会により、子どもの読書活動の普及・啓発を図るため、4月23日から5月12日までの期間を子どもの読書週間と定めています。

文字・活字文化の日*

平成17年7月29日に公布・施行された文字・活字文化振興法により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、10月27日が文字・活字文化の日と定められています。

読書週間*

社団法人読書推進運動協議会により、10月27日から11月9日までの2週間が、読書を推進する行事を集中して行う期間として、読書週間と定められています。

ふくしま教育の日*・ ふくしま教育週間*

平成15年3月24日に公布・施行されたふくしま教育の日条例により、11月1日がふくしま教育の日、11月1日から同月7日までがふくしま教育週間と定められています。

このような情報の収集、提供を通して、様々な情報の共有やそれぞれの機能を補完し合うことにより、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。

3 優れた取組みの奨励と優良図書等の紹介

子どもの読書活動を推進するため、優れた取組みを実施している学校や団体等を紹介するなど、その取組みを奨励します。

また、福島県青少年健全育成審議会^{*}の推薦する優良図書、各種団体等の推薦図書、子どもの読書傾向などの情報提供等を通して、読書活動に関する広報・啓発に努めます。

福島県青少年健全育成審議会^{*}

学識経験者等で構成された知事の諮問機関であり、優良図書・映画の推奨や有害図書類の指定などについて答申を行います。

第5章 推進体制

1 県における推進体制の整備

県においては、学校教育、図書館、社会教育、民間団体等の関係者から構成される「福島県子ども読書活動推進会議」を設置し、計画の推進状況についての確認や提言のほか、広報活動や事業の展開、関係団体等との連携・協力体制についての検討を行います。

本計画の実施期間は、平成16年度から平成22年度までの7年間としております。

2 市町村に期待する役割

子どもの読書活動を推進するためには、子どもにとって最も身近な自治体である市町村の取組みが不可欠です。

市町村においては、子ども読書活動推進や図書館の整備状況等を踏まえ、国や県の計画を基本とした「子ども読書活動推進計画」の更なる策定が促進され、子どもの読書活動を総合的に推進されることを期待します。

また、県と市町村がそれぞれの役割を踏まえつつ、相互に連携・協力することにより、施策の総合的な推進を図る必要があります。

3 民間団体等との連携・協力

子どもの読書活動の推進を県民運動として展開するためには、県内各地で活発な活動を展開している民間団体等との連携・協力が必要です。

このため、民間団体のネットワークづくりなどに努めるほか、民間団体等と連携・協力した事業の展開を図ります。

第6章 数値目標

- 1 子ども読書活動の推進体制を整備するため、県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促します。

H19	→	H22
5市町村		30市町村以上
(大熊町 (H16.9.30)、郡山市 (H17.3.16)、いわき市 (H17.3.28)、 浅川町 (H18.8.28)、福島市 (H18.11.22))		

県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

『「地方公共団体子ども読書活動推進計画」策定状況調査』（文部科学省調査 平成19年3月31日現在）による

- 2 より多くの県民に読書に親しんでいただくことで、公共図書館における図書の個人貸出冊数の増加を図ります。

H18	→	H22
3.43冊		3.70冊以上

人口1人当たりの年間図書貸出冊数（公共図書館における総貸出冊数÷管内人口）

「福島県公共図書館・公民館図書室実態調査報告書」（県立図書館調査 平成18年4月1日現在）による

3 学校において多様な読書活動を実施し、子ども読書活動推進のための取組みを促進します。

H18	→	H22
小：65.5%（530校中347校）		80%以上（424校）
中：52.9%（240校中127校）		70%以上（168校）
高：47.8%（90校中43校）		60%以上（54校）

小・中・高等学校における読書活動推進のための取組み状況

「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省調査 平成18年5月1日現在）による

※平成22年度の学校数については、調査時現在の学校数を基に作成

（内容）

- ・ 図書の読み聞かせやブックトークを実施
- ・ 読書感想文コンクールを実施
- ・ 必読書・推薦図書を定めるなど

4 学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公共図書館の連携を促進します。

H18	→	H22
小：53%（530校中281校）		60%以上（318校）
中：23.3%（240校中56校）		40%以上（96校）
高：47.8%（90校中43校）		60%以上（54校）

小・中・高等学校における学校図書館と公共図書館との連携状況

「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省調査 平成18年5月1日現在）による

※平成22年度の学校数については、調査時現在の学校数を基に作成

（内容）

- ・ 公共図書館資料の学校への貸出
- ・ 公共図書館との定期的な連絡会の実施
- ・ 公共図書館司書等による学校への訪問
- ・ 公共図書館との資料情報ネットワークシステムの構築など

資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、

学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○福島県子ども読書活動推進会議委員名簿

氏 名	役 職 等
日 下 規 子	社団法人福島県全私立幼稚園協会理事
佐 藤 光 男	福島県学校図書館協議会顧問
新 谷 孝 明	大熊町図書館長
高 野 保 夫	福島県子ども読書活動推進会議委員長 福島大学教授
平 野 澄 子	(公募委員)
山 田 典 子	元福島県PTA連合会母親代表

(五十音順／敬称略)

福島県の公共図書館 (平成19年4月1日現在)

< 福島県内公共図書館設置状況 >

□ は、図書館設置市町村

福島県立図書館の本は、最寄りの図書館・公民館図書室(図書館未設置町村)で借りることができます。詳しくは各図書館・公民館にお尋ねください。



県内市町村立図書館設置状況 (各年4月1日現在)

年	自治体数	設置自治体数	図書館数	設置率	全国設置率
2005	83	30	45	36.1%	62.9%
2006	61	27	49	44.3%	71.7%
2007	60	28	50	46.7%	

参照：『図書館年鑑』日本図書館協会

図書館設置 (2003~)

年.月	自治体	図書館名
2003.7	福島市	福島市西口ライブラリー
2004.6	田島町	田島町図書館
2004.1	富岡町	富岡町図書館
2005.3	田村市	田村市図書館滝根分館
		田村市図書館大越分館
		田村市図書館都路分館
		田村市図書館常葉分館
2005.7	福島市	福島市子どもライブラリー
2005.11	白河市	白河市立図書館表郷分館
2006.1	南相馬市	南相馬市立小高図書館
		南相馬市立鹿島図書館
2007.1	矢祭町	矢祭もったいない図書館

名称変更 (2003~)

年.月	自治体	新名称	旧名称
2005.3	田村市	田村市図書館	船引町図書館
2005.4	須賀川市	須賀川市長沼図書館	長沼町図書館
		須賀川市岩瀬図書館	岩瀬村図書館
2005.11	白河市	白河市立東図書館	東村図書館
2005.12	二本松市	二本松市立岩代図書館	岩代町図書館
2006.1	南相馬市	南相馬市立原町図書館	原町市立図書館
2006.1	伊達市	伊達市立図書館	伊達町立図書館
2006.3	南会津町	南会津町図書館	田島町図書館
2007.1	本宮市	本宮市立しらすわ夢図書館	しらすわ夢図書館
2007.10	いわき市	いわき市立いわき総合図書館	いわき市立中央図書館

＜公共図書館等一覧＞

市町村数	施設数	館名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	1	福島県立図書館	960-8003	福島市森合字西養山1番地	024-535-3218	024-536-4787
	2	福島市立図書館	960-8018	福島市松木町1番1号	024-531-6551	024-531-5507
	3	福島市西口ライブラリー	960-8053	福島市三河南町1番20号	024-525-4023	024-525-4028
	4	福島市子どもライブラリー	960-8044	福島市早稲町1-1	024-526-4200	024-526-4210
2	5	二本松市立二本松図書館	964-0917	二本松市本町1-102	0243-23-5082	0243-23-5500
	6	二本松市立岩代図書館	964-0313	二本松市小浜字藤町242	0243-55-3255	0243-55-3242
3	7	伊達市立図書館	960-0502	伊達市箱崎字川端7番地	024-551-2132	024-551-2137
4	8	本宮市立しらさわ夢図書館	969-1203	本宮市白岩字堤崎500番地	0243-44-2112	0243-44-4284
5	9	郡山市中央図書館	963-8876	郡山市麓山一丁目5番25号	024-923-6601	024-923-6615
	10	郡山市希望ヶ丘図書館	963-8035	郡山市希望ヶ丘1番5号	024-961-1600	024-961-1501
	11	郡山市安積図書館	963-0107	郡山市安積一丁目38番地	024-946-8850	024-946-8393
	12	郡山市富久山図書館	963-8061	郡山市富久山町福原字泉崎181-1	024-921-0030	024-921-0202
6	13	須賀川市図書館	962-0831	須賀川市八幡町134	0248-75-3309	0248-75-4014
	14	須賀川市長沼図書館	962-0292	須賀川市長沼字金町85	0248-67-2138	0248-77-1512
	15	須賀川市岩瀬図書館	962-0302	須賀川市柱田字中地前22番地	0248-65-3549	0248-65-3591
7	16	田村市図書館	963-4312	田村市船引町船引字扇田19番地	0247-82-1001	0247-82-1291
	17	田村市図書館滝根分館	963-3602	田村市滝根町神俣字町48番地	0247-78-2001	0247-78-2159
	18	田村市図書館大越分館	963-4111	田村市大越町上大越字元池87番地の5	0247-79-2161	0247-79-2162
	19	田村市図書館都路分館	963-4701	田村市都路町古道字遠下前87	0247-75-2063	0247-75-2210
	20	田村市図書館常葉分館	963-4602	田村市常葉町常葉字町裏1(文化の館ときわ内)	0247-77-2211	0247-77-2214
8	21	白河市立図書館	961-0935	白河市字手代町22-1	0248-23-3250	0248-23-4090
	22	白河市立図書館表郷分館	961-0403	白河市表郷番沢字桜下23	0248-32-2526	0248-32-3814
	23	白河市立東図書館	961-0303	白河市東釜子字狐内47番地	0248-34-1130	0248-34-1148
	24	中山義秀記念文学館	969-0309	白河市大信町屋字沢田25	0248-46-3614	0248-46-3702
9	25	会津若松市立会津図書館	965-0807	会津若松市城東町2番3号	0242-27-1784	0242-27-2033
10	26	喜多方市立図書館	966-0822	喜多方市字柳原7503番地の1	0241-22-1855	0241-24-4350
11	27	相馬市図書館	976-0042	相馬市中村字塚ノ町65-16	0244-37-2630	0244-37-2631
12	28	南相馬市立原町図書館	975-0012	南相馬市原町区三島町二丁目45番地	0244-22-4352	0244-24-6986
	29	南相馬市立小高図書館	979-2124	南相馬市小高区本町二丁目89-1	0244-44-3049	0244-44-1266
	30	南相馬市立鹿島図書館	979-2333	南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1	0244-46-5116	0244-46-4069
13	31	いわき市立いわき総合図書館	970-8026	いわき市平字田町120番地	0246-22-5552	0246-22-5438
	32	いわき市立小名浜図書館	971-8166	いわき市小名浜愛宕上7番地の2	0246-54-9257	0246-54-9257
	33	いわき市立勿来図書館	974-8261	いわき市植田町南町一丁目2番地の2	0246-62-7431	0246-77-1135
	34	いわき市立常磐図書館	972-8318	いわき市常磐関船町作田1番地	0246-44-6218	0246-44-6218
	35	いわき市立内郷図書館	973-8403	いわき市内郷綴町榎下40番地の1	0246-45-1030	0246-45-1030
	36	いわき市立四倉図書館	979-0201	いわき市四倉町字東一丁目50	0246-32-5980	0246-32-5980
14	37	鏡石町図書館	969-0404	岩瀬郡鏡石町旭町440番地6	0248-62-1288	0248-62-1222
15	38	古殿町図書館	963-8304	石川郡古殿町大字松川字横川235	0247-53-2305	0247-53-2500
16	39	三春町民図書館	963-7759	田村郡三春町字大町12番地の1	0247-62-3375	0247-61-1026
17	40	小野町ふるさと文化の館	963-3401	田村郡小野町大字小野新町字中通2番地	0247-72-2120	0247-72-4500
18	41	矢吹町図書館	969-0271	西白河郡矢吹町小松481	0248-44-3595	0248-44-3558
19	42	棚倉町立図書館	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字城跡26-2	0247-33-4342	0247-33-4396
20	43	矢祭もったいない図書館	963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字石田25番地	0247-46-4646	0247-46-3400
21	44	塙町立図書館	963-5405	東白川郡塙町大字塙字栄町68-6	0247-43-0808	0247-43-4900
22	45	鮫川村図書館	963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿64-2	0247-29-1150	0247-29-1150
23	46	南会津町図書館	967-0004	南会津郡南会津町大字田島字宮本東22番地	0241-62-5522	0241-62-0555
24	47	新地町図書館	979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1	0244-62-5031	0244-62-2598
25	48	富岡町図書館	979-1151	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	0240-21-3665	0240-22-5059
26	49	大熊町図書館	979-1308	双葉郡大熊町大字下野上字大野669-3	0240-32-3011	0240-32-7733
27	50	双葉町図書館	979-1471	双葉郡双葉町大字長塚字鬼木1番地	0240-33-4214	0240-33-4214
28	51	浪江町図書館	979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地の1	0240-34-5024	0240-35-5710
私立	52	財団法人金森和心会 クローバー子供図書館	963-8851	郡山市開成六丁目346-1	024-932-2118	024-932-2118
図書館類縁 機関等		福島県議会事務局 政務調査課図書室	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-1111	024-521-7965
		福島県点字図書館	960-8002	福島市森合町6-7	024-531-4950	024-534-0522
		福島県男女共生センター	964-0904	二本松市郭内一丁目196-1	0243-23-8308	0243-23-8314

○ 図書館未設置町村で図書室運営を行っている公民館等 (平成19年4月1日現在)

市町村数	施設数	館名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
1	1	桑折町中央公民館	969-1661	伊達郡桑折町大字上郡字弁慶20番地	024-582-3129	024-582-3104
2	2	国見町観月台文化センター (国見町公民館)	969-1761	伊達郡国見町大字藤田字観月台15	024-585-2676	024-585-2707
3	3	川俣町中央公民館	960-1463	伊達郡川俣町字樋ノ口11	024-565-2434	024-565-2436
4	4	飯野町公民館	960-1301	伊達郡飯野町大字飯野字境川19-2	024-562-3335	024-562-3686
5	5	大玉村歴史民俗資料館 あだたらふるさとホール	969-1302	安達郡大玉村玉井字西庵183	0243-48-2569	0243-48-4810
	6	大山公民館	969-1301	安達郡大玉村大山字大江田中37-1	0243-48-3136	0243-48-4585
6	7	天栄村生涯学習センター 文化の森てんえい	962-0503	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑66	0248-82-2504	0248-82-2127
7	8	石川町中央公民館	963-7845	石川郡石川町字高田200-2	0247-26-2566	0247-26-4992
	9	石川町沢田地区公民館	963-7825	石川郡石川町大字沢井字大池下77-1	0247-26-0696	0247-26-3049
	10	石川町野木沢地区公民館	963-7837	石川郡石川町大字中野字水無59	0247-26-4939	0247-26-3135
	11	石川町母畑地区公民館	963-7831	石川郡石川町大字母畑字小田口43	0247-26-1593	0247-26-3059
	12	石川町中谷地区公民館	963-7808	石川郡石川町大字双里字神主34-1	0247-26-1457	0247-26-3068
8	13	石川町山橋地区公民館	963-7812	石川郡石川町大字南山形字中野沢55	0247-26-1065	0247-26-3019
8	14	玉川村公民館	963-6312	石川郡玉川村大字小高字大谷地71	0247-57-4632	0247-57-4686
9	15	平田村中央公民館	963-8205	石川郡平田村大字永田字切田158-5	0247-55-2131	0247-55-3367
10	16	浅川町中央公民館	963-6204	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地143-5	0247-36-2134	0247-36-4805
11	17	西郷村中央公民館	961-8501	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76-1	0248-25-2755	0248-25-2756
12	18	泉崎村中央公民館	969-0103	西白河郡泉崎村大字北平山 字高柳88-1	0248-53-2258	0248-53-2679
13	19	中島村中央公民館	961-0102	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山28	0248-52-2503	0248-52-3005
14	20	北塩原村公民館	966-0404	耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内4147	0241-23-0534	0241-24-3263
15	21	西会津公民館新郷分館	969-4622	耶麻郡西会津町新郷大字笹川字笹川平589	0241-47-2301	0241-47-2639
	22	西会津公民館奥川分館	969-4734	耶麻郡西会津町奥川大字飯里字檀ノ前1563	0241-49-2001	0241-49-2764
	23	西会津公民館西会津 中学校図書館	969-4402	耶麻郡西会津町尾野本字新森野87	0241-48-1153	0241-45-2148
16	24	磐梯町中央公民館	969-3301	耶麻郡磐梯町大字磐梯字仁渡1018	0242-73-2017	0242-73-2449
17	25	猪苗代町公民館	969-3213	耶麻郡猪苗代町字古城町132-3	0242-62-2021	0242-63-1370
18	26	会津坂下町中央公民館	969-6545	河沼郡会津坂下町字五反田1310-3	0242-83-3010	0242-83-4498
19	27	湯川村公民館	969-3544	河沼郡湯川村大字清水田字長瀬17	0241-27-4107	0241-27-8826
20	28	やないづふれあい館 (柳津町中央公民館)	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙242-2	0241-42-3511	0241-42-3591
	29	柳津町西山公民館	969-7321	河沼郡柳津町大字砂子原字居平263	0241-43-2511	0241-43-2744
21	30	会津美里町公民館	969-6264	大沼郡会津美里町字高田甲2905-1	0242-54-2368	0242-54-5642
	31	会津美里町本郷公民館	969-6303	大沼郡会津美里町字山道上67-1	0242-56-3223	0242-56-3707
	32	会津美里町新鶴公民館	969-6403	大沼郡会津美里町鶴野辺字広町730	0242-78-3044	0242-78-3094
22	33	三島町公民館	969-7511	大沼郡三島町大字宮下字宮下350	0241-48-5599	0241-48-5544
23	34	金山町中央公民館	968-0011	大沼郡金山町川口字谷地393	0241-54-5361	0241-54-5377
24	35	昭和村公民館	968-0103	大沼郡昭和村大字下中津川字住吉415	0241-57-2114	0241-58-1010
25	36	グリーンプラザ・田沼文蔵 記念館	969-5345	南会津郡下郷町大字塩生字大石1000	0241-67-3251	0241-67-3251
26	37	檜枝岐村公民館	967-0525	南会津郡檜枝岐村字下ノ原887-2	0241-75-2342	0241-75-2300
27	38	只見地区センター	968-0421	南会津郡只見町大字只見字雨堤1390	0241-82-2141	0241-82-2142
	39	朝日地区センター	968-0441	南会津郡只見町大字黒谷字館658	0241-84-2111	0241-84-2112
	40	明和地区センター	968-0601	南会津郡只見町大字小林字上照岡1300	0241-86-2111	0241-86-2112
28	41	飯館村公民館	960-1801	相馬郡飯館村草野字大師堂17	0244-42-0072	0244-42-0860
29	42	広野町図書室	979-0402	双葉郡広野町下北迫苗代替35	0240-27-3211	
30	43	檜葉町コミュニティセンター	979-0696	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-4	0240-25-4701	0240-25-4703
31	44	川内村公民館	979-1201	双葉郡川内村大字上川内字小山平15	0240-38-3806	0240-38-3807
32	45	葛尾村公民館	979-1602	双葉郡葛尾村落合字落合16	0240-29-2008	0240-29-2123

